

添付文書
歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 JMDN : 70908000

FEEDカーボランダムポイント

【禁忌・禁止】

- ・ 破損・変形・劣化品の使用禁止。

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造〕（＊）

軸部と先端研削部から構成され、レギュラータイプとハードタイプがある。

								
#1	No.2	No.9	No.10	No.11	No.13	No.19	No.20	No.28
								
No.42	No.44	ハード No.11	ハード No.13	ハード No.35	ハード No.47			

〔原理〕（＊）

補綴物の研磨に用いる。

〔包装〕

■ 1 箱（12 本入）

■ 1 グロス（144 本入）

※レギュラータイプはグロス包装なし（＊）

【使用目的又は効果】（＊）

本品は技工用研削材であり、レジン・金属などの補綴物等の研削に使用する。

【使用方法等】

軸部をハンドピースに装着し回転させて、補綴物等を研削する。

【使用上の注意】

- ・ シャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- ・ 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・ 使用の際は、必ず保護メガネを使用すること。
- ・ 損傷、変形、劣化の認められるものは使用しないこと。
- ・ 歯科医療従事者のみの使用に限られ、歯科用目的以外に使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- ・ 水ぬれに注意し、直射日光、オゾン、高温や湿気の多い場所は避けること。
- ・ 本品は適切に保管管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】（＊）

製造販売業者 （株）ビーエスエーサクライ
住所 名古屋市天白区高島一丁目 117-1
電話番号 052-805-1181

外国製造業者 ジュンサックデンタル
JUNG SUK Dental
国名 韓国